別紙様式２

授業公欠届（忌引き）

年　　月　　日

学部長（研究科長）　殿

所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学生番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このたび，忌引きにより欠席したため，出席できなかった授業科目を届け出ます。

記

１．事由（該当事由にレを入れること）

□ 配偶者の死亡
【公欠の期間：死亡した日から起算して連続７日（休日を含む。）の範囲内の期間（※）】

□ １親等の親族死亡（父母，子）
【公欠の期間：死亡した日から起算して連続７日（休日を含む。）の範囲内の期間（※）】

□ ２親等の親族死亡（祖父母，兄弟姉妹，孫）
【公欠の期間：死亡した日から起算して連続３日（休日を含む。）の範囲内の期間（※）】

２．死亡日及び公欠とする期間

死亡日：　　年　　月　　日

公欠とする期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（公欠期間　　日間）

※葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数とします。
該当する場合，次の①～④を記入してください。

① 学生現住所	
② 自宅（実家）住所	
③ 葬儀が営まれた住所（場所）	
④ 往復に要した日数	

※特別な理由がある場合は，葬儀等が行われた日を含む上記の期間とすることができます。
該当する場合，次の①～②を記入してください。

① 葬儀等が行われた日	平成　　年　　月　　日
② 起算日を死亡日としない理由	

３．出席できなかった授業科目（裏面に続きます）

月日（曜日）・時限	講義番号	授業科目名	担当教員名

月日（曜日）・時限	講義番号	授業科目名	担当教員名

４．会葬礼状等を添付

【手続き方法】

１　葬儀，服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事を終えた後，所属学部等の教務担当へ行き，「授業公欠届（忌引き）」に必要事項を記入の上，会葬礼状等とともに提出してください。
２　提出後，公欠扱いとなった授業の措置について，授業担当教員の指示を確認してください。
３　定期・期末試験が受験できなかった場合は，併せて「追試験願，受験延期願」等により，所定の手続きを行ってください。
４　本届及び添付書類に記載された個人情報については，公欠の手続業務及び学内関係者への報告にのみ利用します。

《届の裏面（取扱い（抜粋））》

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

平成２１年　９月１６日
学　長　裁　定
改正　平成３０年１１月　７日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて，次のとおり定める。

（定義）

第１　この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一　休講　授業を取りやめることをいう。
二　公欠　一定の条件を満たすことにより，授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
三　準公欠　一定の条件を満たすことにより，前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
四　出席停止　学校保健安全法第１９条に規定する出席停止をいう。

（特別警報及び気象警報が発表された場合等の取扱い）

第２　次の各号に掲げる場合の対応について，当該各号に定めるとおりとし，その取扱いは，別紙１に定めるとおりとする。
一　本学の所在地に特別警報又は気象警報が発表された場合　授業等を休講とする。
二　前号の警報は発表されていないが，気象状況又は交通機関の運行休止等により，学生の通学が困難となる可能性が高い場合　教育担当理事が兼ねる副学長の判断により，授業等を休講とすることがある。

（通学に利用する交通機関が運行休止になった場合等の取扱い）

第３　休講措置の対象となる気象警報は発表されていないが，その他の警報等により，通学に利用する交通機関が運行休止になった場合その他これに準じる理由により通学が困難な場合は公欠とし，その取扱いは，別紙１に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第４　学生の親族が死亡した場合で，学生が，葬儀，服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし，その取扱いは，別紙２に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合等の取扱い）

第５　学生が，感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし，その取扱いは，別紙３に定めるとおりとする。

（学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い）

第６　学生が，裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人，参考人等として裁判所その他官公署（以下「官公署」という。）へ出頭する場合は準公欠とし，その取扱いは，別紙４に定めるとおりとする。

（学生が骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合等の取扱い）

第７　学生が，骨髄移植のために，配偶者，父母，子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に，骨髄液又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髄液提供等」という。）を行おうとする場合であって，骨髄液提供等に必要な検査及び入院その他手続き（以下「入院等」という。）を行う場合は準公欠とし，その取扱いは，別紙５に定めるとおりとする。

（学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い）

第８　学生が，報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として，日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動（以下「災害ボランティア活動」という。）に従事する場合は準公欠とし，その取扱いは，別紙６に定めるとおりとする。

２　準公欠扱いの対象とする災害については，その都度，教育担当理事が決定し，公示する。

（一授業科目当たりの準公欠の制限）

第９　一の授業科目について，準公欠扱いとすることができる回数は，当該授業科目の授業回数の３分の１を超えることができないものとする。

（雑則）

第１０　第２から第９までに定めるもののほか，学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって，学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては，その都度，学長が定める。

（附　則　省　略）

別紙２（第４関係）

忌引き　【公欠】

１　学生が，葬儀，服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事（以下「葬儀等」という。）のため出席できなかった授業については，届出により，公欠扱いとする。
２　公欠となる親族の範囲
一　配偶者
二　１親等（父母，子）
三　２親等（祖父母，兄弟姉妹，孫）
　次に掲げる期間とする。なお，葬儀等のため遠隔の地へ赴く場合にあっては，往復に要する日数を加えた日数とする。ただし，特別な理由がある場合は，次の第１号から第３号までに定める起算日に関わらず，葬儀等が行われた日を含む次に掲げる期間とすることができる。
一　配偶者の場合は，死亡した日から起算して連続７日（休日を含む。）の範囲内の期間
二　１親等の場合は，死亡した日から起算して連続７日（休日を含む。）の範囲内の期間
三　２親等の場合は，死亡した日から起算して連続３日（休日を含む。）の範囲内の期間
４　公欠の届出
　公欠の届出は，葬儀等を終えた後，別紙様式２「授業公欠届（忌引き）」により，学生が所属する学部等の教務担当へ，会葬礼状等とともに提出するものとする。
　学部等の教務担当は，届出を受理した場合は，その写しにより授業担当教員へ連絡するものとする。
５　公欠の授業の取扱い
　公欠として取り扱う授業については，原則として補講は行わず，レポートやｅラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし，授業担当教員の判断により補講を行うことがある。